

会 議 録

会 議 名	第4回東浦町立地適正化計画検討委員会	
開 催 日 時	令和4年10月17日（月） 10時00分から12時00分まで	
開 催 場 所	東浦町役場 本庁舎 3階 合同委員会室	
出 席 者	委 員	海道清信氏（委員長）、伊藤健氏（平井崇土氏の代理）、水野博隆氏（副委員長）、野村雅廣氏、高見靖雄氏、杉浦政代氏、神谷優氏、近藤ひろ子氏、朝田堅次氏（木村 昌博氏の代理）、神谷 孝明氏、兵藤高志氏
	事務局	棚瀬都市整備部長、金井建設部技監、川瀬都市計画課長、竹内都市計画係長、足立主査、中村主事
議 題 （公開又は 非公開の別）	(1) 前回の主な意見について (2) 居住誘導区域の設定について（再検討） (3) 都市機能誘導区域・誘導施設の設定について（再検討） (4) 誘導施策について (5) 防災指針について	
傍 聴 者 の 数	9名	
審 議 内 容 （ 概 要 ）	議題の審議内容については、別紙のとおり	
備 考	会議録は要約	

委員：

高潮浸水想定区域について、現在の防潮堤を超えてくるものは、水の流
れがあるのか。水の流れがないのであれば垂直避難を行えばよいが、水
の流れがあるならば垂直避難も難しくなり、対策が変わってくるのでは
ないか。

事務局：

高潮浸水想定区域について、津波などの水の流れとは異なるものの、水
の流れはあると考えている。基本的には垂直避難が可能だと考えている
が、浸水想定が3 m～5 mの箇所が多く2階でも浸水してしまう恐れが
あるため、垂直避難ではなく水平避難を原則として検討した。

委員：

7月13日の雨では1時間で67 mmだった。津波、高潮だけではなく内水
氾濫も含め、水の流れはかなりある。十分注意をして考えるべきである。

委員：

水の流れがあるということは、避難が困難になるのではないかと思った。

委員：

第3回委員会資料の「第4章居住誘導区域の設定」にあった「安心して
住み続けられるまちづくりのためには」という文章が今回の資料1の「第
4章居住誘導区域の設定」には出てこない。一番重要な文章だと思う。
第6次東浦町総合計画にも「誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らし
続けられるまちづくり」という文章が入っている。今回「安心して住み
続けられるまちづくりのためには」を削除した意図は何か。

事務局：

特に意図はない。入れ込む方向で検討する。

委員：

町民全ての命を守るという思いを持って、この計画の策定をしていただ
きたい。第3回の資料の「安心して住み続けられるまちづくりのためには」
又は第6次東浦町総合計画の「誰もが住みなれた地域で生き生きと
暮らし続けられるまちづくり」、どちらでもよいので記述していただき

たい。

委員長：

都市計画マスタープランの「第3章東浦町の将来都市像」にある将来の東浦町の姿の中に3つのキーワードの3つ目「ささえあうまちへ」の中にも「安心して住み続けられるまち」が出てくるため、第3回の資料も都市計画マスタープランの引用ということだったのではないかと思う。

委員：

「安心して住み続けられるまち」とは、都市計画マスタープランの「第3章東浦町の将来都市像」の3つ目のキーワード「ささえあうまちへ」だけに入ってくる文章ではない。前回の委員会でも意見として言わせていただいたが、参考資料「第3回東浦立地適正化計画検討委員会の主な意見への対応方針」の12番「第6次東浦町総合計画の見直し時期になっており、子どもや命といったキーワードを盛り込むなど、まず命を守ること、その視点での見直しも重要だと思う。」という意見に対し、「ご意見を関係課と共有し、検討していきます。」との回答だったが、キーワードが入っていなかったのが残念である。

委員長：

文章の表現については、今のご意見の趣旨を踏まえ、最後のまとめまでに検討していただければよい。

事務局：

12番については、第6次東浦町総合計画に対してのご意見であったため、このような回答とさせていただいた。立地適正化計画については、「子ども」「命」といったキーワードは考え方としては成立しているため、わかりやすく入れられるように検討させていただく。

委員：

資料1のP7以降の「(参考)災害ハザードの検討」の誘導区域の図について、凡例に「居住推奨区域(法的誘導区域)」「居住災害啓発区域(法的誘導区域)」とあるが、P5「居住誘導区域」の図の区分「居住誘導区域」「居住誘導区域(防災エリア)」とどう違うのか。

事務局：

以前は「居住推奨区域（法的誘導区域）」「居住災害啓発区域（法的誘導区域）」としていたが、現在は「居住誘導区域」「居住誘導区域（防災エリア）」と整理をしている。P7以降の誘導区域の図と凡例については、最新の情報に更新されていないために修正する。

委員：

資料1「第4章居住誘導区域の設定」P3の「表 災害ハザード整理の結果概要」について、洪水浸水想定区域（計画規模）の（100年に一度の確率）や洪水浸水想定区域（想定最大規模）の（50～150年に一度の確率）等の記載があるが、データの出どころが分からない。

事務局：

愛知県のデータとなる。内水については町のデータとなる。

委員：

資料1「第4章居住誘導区域の設定」P3の「表災害ハザード整理の結果概要」について、L2に入っているのは恐らく室戸台風を中心としたデータだと思うが、室戸台風が発生したのは1934年で、データ整備が困難だったこともあり500～1000年に一度と現実的ではない表現になっていると思う。L1の伊勢湾台風は1959年で資料としてもかなり残っている。犠牲者等の被害は室戸台風よりも伊勢湾台風の方が多く、被害の大きい方がL1に入っている。

事務局：

単純な台風規模としては、室戸台風の方が大きく、満潮時などの最悪の状況下で室戸台風規模の台風が来たという想定が想定最大規模となっている。L2は1000年単位ではあるが近年の激甚化を考慮しL2災害も起こりうると判断のうえで整理している。L1とL2の区分が一般的に分かりやすいように整理をしているが、今回はL2も想定していることをご了解いただきたい。

副委員長：

なぜ室戸台風規模のハザードを載せるのか。伊勢湾台風の方が体験している人もいるため、イメージしやすいのではないか。

事務局：

愛知県による高潮浸水想定区域の想定最大規模は、最悪のルート及び状態で室戸台風規模の台風が来た場合を想定している。室戸台風規模と書かれてはいるが、単に過去の同一条件でもう一度くるということではない。伊勢湾台風はイメージしやすいとは考えるが、想定最大規模は室戸台風規模となるので、ご理解いただきたい。

副委員長：

実際に発生した災害から考えた場合、室戸台風では東浦町への被害の規模がイメージできない。伊勢湾台風であれば実際の被害と災害リスクがつながりイメージしやすい。前回の委員会で、室戸台風規模を入れるのであれば、被害の規模や意味などの説明がほしいという要望を出したが、記載されていない。

事務局：

資料4「第7章防災指針」P3の「洪水浸水想定区域（想定最大規模）」に説明を加える。

委員長：

愛知県より、災害予測について何か補足していただければと思う。

委員：

災害ハザードについては、今後、立地適正化計画や防災指針を通して初めて目にする町民が大勢いると思うため、どう表現すればよいかという前向きなご意見だったと理解している。愛知県が昨年度に高潮浸水想定区域を公表しているが、その中でも、今回同様にハザードの規模が分かりにくいなどの議論があった。災害の可能性について、町の資料の中でどう表現するかが非常に大事になる。書ける情報は少ないかもしれないが、最終的な取りまとめの中で災害の可能性について町民に認知されるよう表現していただけるとよい。災害ハザードはあくまでも科学的な推計の話であり、室戸台風規模が想定最大規模となる。実際にアウトプットとして算出されたものは想定最大規模で3mを超える浸水深があるため、どのように表現するか迷うとは思う。既にハザードマップとして公表されているものがあるため、そちらの周知にもつながるかもしれない。リスクコミュニケーションという話になると思うが、ご検討いただければと思う。

事務局：

表現については検討させていただく。

委員長：

それでは、資料に基づき、居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施策、防災指針の防災エリアの考え方について、ご意見、ご提案をいただければと思う。

委員：

「誘導」という言葉について、他市の事例をみると、「誘導」という言葉を変えても意味は変わらないことがわかった。東浦町では「居住誘導区域（防災エリア）」という独自のエリアを設定しているが、そこを徹底的に進めることで前進できるのではないかと思う。「居住誘導区域（防災エリア）」の設定に併せて、学校などの教育の場で子どもたちに水害に関しても教育の必要性を感じる。

防災協定施設について、災害時が昼間であれば避難できるが、夜間の場合はどうなるのか。

都市機能誘導区域について、駅は重要だと思う。緒川駅は少しずつまちづくりができていると思うが、東浦駅はこれからだと感じる。駅はシンボルとなるため、まちを活性化するために駅に学生用のスペースを設けるなど、もっと活用できるとよい。

「居住誘導区域（防災エリア）」についてもしっかりと資料の中で記述できるとよい。

委員長：

よく勉強されていると思う。「誘導」については、制度の中の位置づけと一般の方の理解は違う。防災協定施設について夜間の避難施設として使えるのかというご質問に対して、事務局の回答をお願いしたい。

事務局：

防災協定施設について、避難場所としての協定を結んでいるが、セキュリティ上の問題もあり、夜間の利用は課題となっている。基本的には高台の避難所へ避難してもらうことを想定しており、防災協定施設は近所の人や逃げ遅れた人が歩いて避難できる場所として想定している。今後も施設と協議を進めることも含め、緒川駅周辺の施設の拡充など取組みを挙げさせていただいている。

委員：

駅はシンボルだということ、また、駅の利用促進を考えていただけるのはありがたい。個別で相談していただければ、協力できる点は協力させていただきたいと考えている。駅を学生向けのオープンスペースとして活用する事例はあるため、不可能ではないと思う。自治体と共に取組みを考えていきたい。積極的に関与していきたい。

事務局：

拠点ということで、鉄道会社だけではなく行政、そこを活用する、運営する主体が、今後重要となってくる。駅は重要な施設であることを踏まえ、施策を記述している。

委員：

資料1「第4章居住誘導区域の設定」のP3「表災害ハザード整理の結果概要」について、L1、L2についての説明はもう少し詳しく書いた方がよい。

L1の洪水浸水想定区域(計画規模)の災害ハザード整理の2つ目について、「●市街化区域では浸水深0.5m~1.0m」という文章が、前回の委員会資料では「●市街化区域では床上浸水被害が想定される浸水深0.5m~1.0m」となっている。「床上浸水被害が想定される」という文言は入れた方がよい。また、「一部でみられるにとどまっている。」と続くが、「一部でみられる」でよい。

高潮浸水想定区域(伊勢湾台風規模)の災害ハザードの整理についても、「一部にとどまっている。」となっているが、「一部にみられる。」でよい。

L2高潮浸水想定区域(室戸規模)の災害ハザード整理の2つ目について、前回の委員会資料では「●垂直避難が困難な浸水深3.0m以上の」となっていたが、今回は「垂直避難が困難な」という言葉が削除されている。前回と同じ表現でよい。

P4の表内の【避難が困難な地区】、「②標高10mライン等から500m圏域に含まれない地区」の「500m圏域」について、前回の委員会で「500m圏域」は国土交通省の「都市構造の評価に関するハンドブック平成26年8月」より「高齢者の一般的な徒歩圏」を参照して設定したという説明を受けたが、ここで言う「一般的な徒歩圏」とは災害時ではない。津波に関しても、2020年に作られた愛知県市町村津波避難計画策定指針で

は、徒歩 10 分で移動できる距離として健常者は 228m、高齢者等の要配慮者は 114mと出ている。500mとなると、健常者でも 22 分も流れのある水の中を歩くことになり、高齢者は 45 分近く歩くことになる。子育て世代でも子どもや荷物とともに水の中を歩くことを考えると、500mは適切なのか。皆さんの意見を聞きたい。

同じく P4 の「居住誘導区域（防災エリア）」について、「防災エリア」だと公助が主体だと誤解されるのではないかという発言をしたが、自助、共助、公助が必要ならば、「防災対策必須エリア」とすれば目的が明らかになり、誤解されることもないのではないか。

同じく P4 の「居住誘導区域（防災エリア）」の箇条書き 2 つ目について、「防災指針に定める防災対策を推進することを前提に、」とあるが、「防災指針に定める防災対策を推進し、事前復興都市計画を策定することを前提に、」と加えていただきたい。防災指針の中で事前復興都市計画についても触れられていたため、ここにも加えていただけるとよい。

事務局：

「●市街化区域では床上浸水被害が想定される浸水深 0.5m～1.0m」について、垂直避難と書くと安易に思われる、というご意見をいただいたため表現を控えたが、国の考え方に合わせた表現に変更させていただく。床上浸水についても同様の対応をさせていただく。「とどまっている。」という表現に関しては再度検討する。

「500m圏域」については、国土交通省の「都市構造の評価に関するハンドブック」を根拠としており、津波避難の避難距離として高齢者を最大 500mとしている総務省の事例もあり、各ケースの分析の結果、距離を延ばすことができるというものだが、500mを一つの目安として整理をしている。

委員：

東北地方のデータではなく、2020 年の愛知県のデータを参照してほしい。社会福祉協議会も避難行動要支援者の個別計画をがんばってつくっている。最初から 500mと出すのではなく、社会福祉協議会や子育て世代、NPO、学識などが集まって適切な移動距離を、再度慎重に検討した方がよい。期限があるから間に合わせるということではない。

事務局：

愛知県の資料を再度確認する。500mについても再検討する。

「防災エリア」について、「防災対策必須エリア」だと確かに目的が明確になると思う。検討させていただく。

事前復興都市計画については、既存の法律上の位置づけとは別であることを注意しつつ、表現など検討させていただく。

委員：

避難行動要支援者の個別避難計画の話が出たが、社会福祉協議会が個別避難計画を作成しているわけではない。避難行動要支援者の名簿については、国より義務化され、町から各コミュニティに共有されているが、その名簿上の方々の個別避難計画まで進められていないが、関係各課内で個別避難計画を作成したいという話はしている。個別避難計画作成にあたり、7月13日の集中豪雨で被害にあっている地域を考えて、資料4「第7章防災指針」P9の「災害ハザードの重ね合わせ図」を参考にしながら、災害ハザードが想定されている地域にお住まいの方々を中心に個別避難計画をつくった方がよいと感じている。その際、避難の距離500mは適正かどうかが見えてくると思う。防災指針では自助、共助、公助の防災対策を講じていくとしているが、実際に防災対策を講じていくことは、社会福祉協議会として担う部分も多くとても大変だと思っている。防災については関係各課と調整、協議の上つくっていただきたい。

委員：

資料3「第6章誘導施策」P1「6-2 居住誘導区域に関する施策」の「■防災エリアにおける防災対策の推進」について、「防災指針に定める取組を推進することで、」と書かれているが、その前に「町、行政として各課が連携して」という言葉を加えていただきたい。

事務局：

ここに記述する以上、町として考えているが、その後の取組は連携が必要だと思うため、そのあたりが表現できるように検討する。

委員：

今後の検討で留意していただきたいのは、避難距離について、徒歩10分というのは愛知県防災局が定めたものだが、基本的には津波に対する高台避難を想定したものとなる。そのため、東浦町では主に高潮被害だと思うが、津波被害が想定される部分もあるため、対象ハザードに応じた数字を採用するべきだと思う。立地適正化計画のハザードに対する検

討は、津波以外では500mを採用している事例が多い。

「居住誘導区域（防災エリア）」の名称について意見があったが、他自治体から県への相談も多く、結論から言うと、「防災エリア」を付けないことが多い。「防災エリア」や「防災対策必須エリア」とするのはよいが、住民や事業者など関係者がみたときに理解がしやすい表現にするとうよい。あわせて、町としてはこの地区に住むなど言っているわけではないため、それを適切に表現するよう考えていただきたい。エリアに対する住民の疑問にどう答えていくか、というところまでしっかりと考えるべきではないか。

事前復興都市計画の取組の重要性について、愛知県としても推進している取組であるため、立地適正化計画に入れていただきたい。ただ立地適正化計画はあくまでも都市計画マスタープランの一部として位置付けるものになっており、その中で位置付けるものと地域に入って事前復興計画を考えていくものの2面性があり、その違いを認識しながら文章をまとめていただけるとよい。

委員：

避難距離500mについて、徒歩10分というのは津波に対するものだが、高潮については伊勢湾台風を経験している。川から離れたところでも水の流れがあり、暗闇の中、高台まで逃げたという経験がある。だからこそ500mだと決めずに、関係者でしっかりと決めた方がよいのではないか。

委員長：

いただいたご意見について、事務局で今後の進め方等検討していただきたい。

立地適正化計画の中の防災指針ということ踏まえ、表現や考え方の取り入れ方を検討していただきたい。

副委員長：

災害リスクがある地区については、知らせるべきだと思う。既に住んでいる方々に対しては、災害リスクを減らすような対策を行政が講じることが大事だと思う。

都市計画マスタープランでは、今後、1000棟ほどの住宅が不足すると予測されている。森岡地区では既に土地区画整理事業で400区画ほどが計画されており、残りの600区画はもう少し安全な場所で確保できるので

はないかと意見したが、災害リスクについての議論をしなくてもよい場所を居住誘導区域として設定できるのではないか。

委員：

「防災エリア」と付けてしまうと危険だと思われるとのことだが、危険だと思われることが大事である。

資料3「第6章誘導施策」P1「6-1 都市機能誘導区域に関する施策」の最後に「■防災について、ハード面、ソフト面、両面にわたっての町からの情報発信と支援の充実を図ります。」という項目を追加してほしい。空き家に入居される方は、防災対策について思いつかない。

資料4「第7章防災指針」P15「(1) 防災まちづくりの考え方の整理」の箇条書きの2つ目、「災害ハザード情報の十分な情報提供のさらなる充実を図り、事前復興計画を策定していきます。」と事前復興計画について加えてほしい。

箇条書きの3つ目についても、「想定最大規模等のL2の想定を基に、町、行政として各課が連携して取組を検討することとします。」と変更してほしい。

「(2) 取組方針」の箇条書きの2つ目、「災害リスクの周知や避難対策、復興対策によるソフト対策といった災害リスクの低減を図ります。」と変更してほしい。

その下の表に「災害リスクの低減(ソフト)」という欄があるが、復興計画という文言を入れていただきたい。

P18「具体的な取組」の最後に「事前復興計画の策定」という文言を追加してほしい。

事務局：

都市機能誘導区域に防災の考え方を入れることについて、公共施設についても併せて記載させていただく。

「第7章防災指針」P15「(1) 防災まちづくりの考え方の整理」の箇条書きに「町、行政として各課が連携して」を加えるというご意見について、検討させていただく。

「事前復興計画」の追加については、防災エリア内で考えていくという整理をしているため、その点と併せて検討していく。

具体的なアイデアがあれば確認させていただきながら検討する。

委員：

防災協定施設の取組を広げていくとよい。特に鉄道から東側の地域については、鉄道を渡って避難するのではなく、近場に緊急で避難できるような、高さのある施設に協力していただくと安心だと思う。
自分の家の標高を把握しておくことができるとよいと思う。今までの被害や標高を周知する対策をとるとよい。

委員：

資料4「第7章防災指針」P16「**■**防災エリアに位置づけた地域で推進する主な取組」について、この部分は、いずれパブリックコメントを経て住民に周知することになると思うが、単純に列挙するのではなく、例えば「避難」という言葉が出てくるが、避難の観点で留意すること、継続して進めるもの、新規で始めるものなど、また取組主体なども含め、めりはりをつけた言葉にするとよい。あわせて、同ページの「**■**地区別の避難対策イメージ（全体）」の図について、緑が多く、視覚的に捉えにくい。矢印についても何を意味しているのかが分かりにくいいため、表現を整理してほしい。

委員：

資料3「第6章誘導施策」P2「6-4 届出制度の運用」の「**【**都市機能誘導区域外における行為**】**」、「**【**都市機能誘導区域内における行為**】**」、P3の「**■**居住誘導区域に係る届出」の箇条書きの2つ目に「・居住誘導区域外では」という表現があるが、わかりにくい。届出制度の運用であれば、「都市機能誘導区域外」「都市機能誘導区域内」「居住誘導区域内」「居住誘導区域外」という表現の方が分かりやすいのではないか。P1で都市機能誘導区域には各種の補助等があるが、居住誘導区域に関しては補助に関する記載が何もない。どのような考え方なのか。都市機能誘導区域では、空き家の活用や誘導施設整備への支援には援助があるという書き方がされている。

事務局：

都市機能誘導区域内の空き家の利活用に関しては、地域活性化施設としての取組を考えているが、居住誘導区域内の空き家に関しては既存の活用を想定しており、独自の取組がなかったため記載をしていない。全体的な空き家の活用として記載できないか検討する。

「6-4 届出制度の運用」については、居住誘導区域と都市機能誘導区域の届出が違うが、再検討させていただく。

委員長：

届出制度の総括表のようなものを作ってはどうか。

委員：

資料3「第6章誘導施策」P1「6-2 居住誘導区域に関する施策」に「■都市計画道路の整備」「■地区の重要な道路の整備」とあるが、東浦町には国道366号があり、国道沿いには商業施設もあることを考えると、歩道整備が必要になると思う。今後の国道沿いの整備についての記載があるとよいのではないか。

事務局：

都市計画マスタープランにも都市計画道路の整備について記載されている。都市計画道路整備に関しては立地適正化計画だけではなく、町全体の計画に関わることになる。参考にさせていただく。

委員長：

本日たくさんのご意見やご提案をいただいた。事務局には、いただいたご意見やご提案を再度整理しいただき、修正、加筆等の対応をしていただければと思う。

以上